

7月は「差別をなくす強調月間」です

1969(昭和44)年7月に「同和対策事業特別措置法」が制定されたことを記念して、毎年7月を「差別をなくす強調月間」と定め、あらゆる差別をなくすための取組みを行っています。



差別をなくす市民集会

大切な人に、「ありがとう」と伝えられていますか。
文字の読み書きができなかった夫が、
35年かけて妻に送った一通の手紙。
そこには、「学ぶこと」、「愛すること」の大切さが込められています。

内容：『35年目のラブレター』の上映

日時：7月18日(土) 午後1時開会(受付:午後0時30分から)

場所：宇陀市文化会館 かぎろひホール(大宇陀拾生 871)

街頭啓発

人権について考えるきっかけをご案内します。

7月1日(水)

午前7時00分～8時00分
近鉄榛原駅・近鉄室生口大野駅
午後5時30分～6時30分
近鉄榛原駅・サンクシティ

人権啓発ポスター展示

人権に関するメッセージを視覚的に伝えます。

7月1日(水)～31日(金)

※ 午前8時30分～午後5時15分
土日祝日を除く。最終日は正午まで。
宇陀市役所 1階ロビー

知っていますか？ 学び直しの場合、「夜間中学」

様々な理由で学ぶ機会を得られなかった方々を支援する「夜間中学」をご存じですか？

「夜間中学」は、「学び直しの場合」であり、誰もが学ぶ権利を保障される社会の実現、そして社会への再出発のきっかけとなる大切な制度です。

● 公立夜間中学 (県内に3校)

義務教育を修了できなかった方や、不登校などで十分に学べなかった方が対象です。
学齢期(15歳以下)の方の入学はできません。

奈良市立

春日中学校夜間学級

天理市立

北中学校夜間学級

橿原市立

畝傍中学校夜間学級

● 自主夜間中学 (県内に3校)

ボランティアの先生方が教えており、年齢制限なく、日本人だけでなく外国からの実習生も多く、生活に必要な日本語の会話や読み書きを学んでいます。

吉野自主夜間中学

西和自主夜間中学

宇陀自主夜間中学



宇陀市人権啓発活動推進本部



※このビラへのご意見・ご感想は

☎ 0745-82-2147または jinken@city.uda.lg.jp

2026.7

毎月11日は「人権を確かめあう日」です